

虐待対応専門職チーム設置に関する変更協定書

北海道弁護士連合会（以下「甲」とする）と公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「乙」とする）は、甲及び乙の間の平成28年6月21日付高齢者虐待対応専門職チーム設置に関する協定書（以下「原協定」とする）に関して、以下の通り、一部変更協定書を締結し、本変更協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。一部変更協定書で用いる用語は、別途新たに定義する場合を除き、原協定の定義のままの意味を持つ。

第1条（原協定の変更）

- ① 原協定における協定名を北海道社会福祉士会規程第39号に準じて以下のように変更する。

（変更前）

高齢者虐待対応専門職チーム設置に関する協定書

（変更後）

虐待対応専門職チーム設置に関する協定書

- ② 第1条を以下のように変更する。

（変更前）

本協定は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、養護者による虐待防止に取り組む地方公共団体の業務を支援することにより、道民の権利利益に資することを目的とする。

（変更後）

本協定は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、養護者および養介護施設従事者による虐待防止に取り組む地方公共団体の業務を支援することにより、道民の権利利益に資することを目的とする。

- ③ 第3条を以下のように変更する。

（変更前）

甲と乙の協議により、北海道高齢者虐待対応専門職チームを設置する。

（変更後）

甲と乙の協議により、虐待対応専門職チームを設置する。

- ④ 第8条を以下のように変更する。

（変更前）

この協定の実施に関しては、北海道高齢者虐待対応専門職チーム運営委員会規則の定めるところによる。

（変更後）

この協定の実施に関しては、北海道社会福祉士会虐待対応専門職チーム運営委員会規程の定めるところによる。

2025（令和7）年4月1日

甲 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館7階
北海道弁護士連合会
理事長 清水 智



乙 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 4階
公益社団法人北海道社会福祉士会
会長 出町 勇人

